

工場又は事業場に係る排水基準（大腸菌群数）の見直しについて

栃木県環境森林部環境保全課

水質汚濁防止法（工場・事業場の排水規制等）に係る法令等について、次のとおり改正がありますので、お知らせします。

1 排水基準を定める省令（水質汚濁防止法に係る排水基準を規定）の改正について

水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置（要届出）する工場・事業場に係る排水基準のうち、「大腸菌群数」が「大腸菌数」に見直されます（令和7年4月1日施行）。

	改正前	改正後
項目	大腸菌群数	大腸菌数
基準値	3,000 個/cm ³	800 CFU/mL※

※基準値は、現行の大腸菌群数の基準値に相当する大腸菌数を設定（規制レベルに変更無し）
CFU: コロニー形成単位（細菌が形成するコロニー(集落)の数）

【改正の趣旨】

ふん便汚染に係る指標項目である「大腸菌群数」について、分析技術の向上に伴い、よりの確にその汚染を捉えることができる「大腸菌数」に見直されるものです。

2 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例及び栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について

省令が改正されたことに伴い、県の条例等における大腸菌群数の排水基準について、省令の改正内容に合わせて見直します（令和7年4月1日施行）。

法令等	排水基準を定める省令	水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	栃木県生活環境保全等に関する条例施行規則
規制対象事業場	排水量が 50m ³ /日以上の特 定事業場	排水量が 30m ³ /日(畜房施設は 15m ³ /日)以上の特定事業場	排水量が 30m ³ /日以上の特 定工場等（横出し施設）
項目・基準値	大腸菌群数 3,000 個/cm ³ ↓ 大腸菌数 800 CFU/mL	大腸菌群数 3,000 個/cm ³ ↓ 大腸菌数 800 CFU/mL	

特定事業場：水質汚濁防止法の特定施設を設置（要届出）する工場・事業場

特定工場等：栃木県生活環境の保全等に関する条例の特定施設を設置（要届出）する工場・事業場

※これまで、排出水の自主測定で「大腸菌群数」を測定していた工場・事業場においては、令和7年4月1日以降は、「大腸菌数」の測定を行う必要があります。

ご不明な点は、県環境保全課（028-623-3189）又は以下の所管機関に御連絡ください。

所管機関	電話番号	管轄区域
県西環境森林事務所 環境対策課	0288-23-1000	鹿沼市 日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	0285-81-9002	真岡市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	0287-22-2277	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	0283-23-4445	足利市 佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	0285-22-4309	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町

※宇都宮市内の事業場の場合は、宇都宮市環境保全課（028-632-2420）にお問い合わせください。